



金沢市公報

号外第22号の4

平成16年(2004年)6月23日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
訓令甲	
職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (職員課)	1
医王ダム管理規程の一部改正について (農林基盤整備課)	2
告示	
金沢市モーター類似施設設置規制指導要綱の一部改正について (都市計画課)	2
消防本部訓令甲	
金沢市消防機械器具の管理等に関する規程の一部改正について (消防総務課)	2
公営企業管理規程	

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	2
金沢市ガス工事人の承認等に関する規程の一部を改正する規程 (")	3
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例及び金沢市ガス供給に関する規程の実施に関する要綱の一部改正について (企業総務課)	4
金沢市液化石油ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給に関する規程の実施に関する要綱及び金沢市特定ガス供給条例及び金沢市特定ガス供給に関する規程の実施に関する要綱の一部を改正する要綱 (")	4

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第7号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程 (昭和34年訓令甲第2号) の一部を次のように改正する。

平成16年6月23日

金沢市長 山 出 保

別表中

市史編さん事務局に勤務する職員	日勤及び夜間勤務	1週間当たり40時間勤務とし、その割振り及び時限は、事務局長が定める。	4週間を通じ4日以上とし、その期日は、事務局長が定める。	勤務時間6時間を超え8時間までは45分、8時間を超えるときは1時間とし、その時限は、事務局長が定める。
-----------------	----------	-------------------------------------	------------------------------	---

を

市史編さん事務局に勤務する職員	日勤及び夜間勤務	1週間当たり40時間勤務とし、その割振り及び時限は、事務局長が定める。	4週間を通じ4日以上とし、その期日は、事務局長が定める。	勤務時間6時間を超え8時間までは45分、8時間を超えるときは1時間とし、その時限は、事務局長が定める。
ITビジネスプラザ武蔵で業務を行う職員	日勤	1週間当たり40時間勤務とし、その割振り及び時限は、工業振興課長が定める。	4週間を通じ4日以上とし、その期日は、工業振興課長が定める。	勤務時間6時間を超え8時間までは45分、8時間を超えるときは1時間とし、その時限は、工業振興課長が定める。

に改める。

附 則

この訓令は、平成16年7月17日から施行する。

●金沢市訓令甲第8号

庁 中 一 般

医王ダム管理規程（平成13年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成16年6月23日

金沢市長 山 出 保

別表第1中 「

金沢農林総合事務所
金沢土木事務所

」 を 「

県央農林総合事務所
県央土木総合事務所

」 に改める。

告 示

●金沢市告示第181号

金沢市モーター類似施設設置規制指導要綱（昭和59年告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成16年6月23日

金沢市長 山 出 保

別表第20号中「石川県公害防止条例（昭和44年石川県条例第22号）第29条第1項」を「ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号）第72条第1項」に改める。

消 防 本 部 訓 令 甲

●金沢市消防本部訓令甲第1号

消 防 本 部
消 防 署

金沢市消防機械器具の管理等に関する規程（昭和43年消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成16年6月23日

金沢市消防長 大 浦 春 賢

第4条第1号中「運行前点検」を「日常点検」に改める。

第5条第2項中「第9条の3」を「第9条の9」に改める。

第11条の見出し中「整備」を「点検整備」に改め、同条中「整備は」を「点検整備は」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 日常点検整備

第12条の見出しを「(日常点検整備)」に改め、同条中「運行前点検は」を「日常点検は」に改める。

第23条中「予防課」の次に「、統制指令課」を加える。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年6月23日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第14号

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条、第5条第1項、第6条第1項及び第9条中「第3条の3」を「第3条の2」に改める。

第15条第2項第1号中「第3条の3」を「第3条の2」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第3項ただし書中「前項第4号」を「前項第3号」に、「同項第5号」を「同項第4号」に改める。

別表第1中

「

供給区域

条例第3条第1号に規定する区域

広坂1丁目	広坂2丁目	柿木畠	上柿木畠	下柿木畠	豎町	里見町	油車	茨
-------	-------	-----	------	------	----	-----	----	---

」

を

「

供給区域

広坂1丁目	広坂2丁目	柿木畠	上柿木畠	下柿木畠	豎町	里見町	油車	茨
-------	-------	-----	------	------	----	-----	----	---

」

に、「錦町 涌波町 涌波1丁目 涌波2丁目（北陸財務局涌波宿舍及び金沢大学涌波町宿舍の簡易ガス事業の供給地点群を除く。） 涌波3丁目 涌波4丁目 花里町（花里団地の簡易ガス事業の供給地点群を除く。） 大桑新町 三口新町」を「錦町」に、「ノ、メ」を「ノ」に、「久安6丁目 横川1丁目」を「久安6丁目」に改め、「横川3丁目」の次に「（高橋川右岸に限る。）」を加え、「玉鉾5丁目 保古町 保古1丁目 保古2丁目」を「玉鉾5丁目」に改め、「上荒屋8丁目」の次に「（雇用促進金沢宿舍の簡易ガス事業の供給地点群を除く。）」を加え、「蚊爪町 湊2丁目（浅野川左岸に限る。）」を「蚊爪町」に、「三池町 三池新町（平成14年石川県告示第207号による変更前の三池町に限る。）」を「三池町」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第17条関係）

最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 1.961}$$

（備考）

Vは、第17条第7項の規定により算定する使用量

Pは、最高圧力を超えて供給する圧力（キロパスカル）

V1は、ガスメーターの読みによる使用量

別表第4時間帯別Bの項第1号中「契約最大使用量が、高熱量ガスについては6立方メートル以上、低熱量ガスについては13立方メートル以上」を「契約最大使用量が6立方メートル以上」に改め、同項第3号中「契約月平均使用量が、高熱量ガスについては818立方メートル以上、低熱量ガスについては1,800立方メートル以上」を「契約月平均使用量が818立方メートル以上」に改める。

附 則

この規程は、平成16年8月1日から施行する。ただし、中部経済産業局長がガス事業法（昭和29年法律第51号）の規定に基づく金沢市ガス供給約款を認可した日が同年7月22日以後の日である場合は、当該認可した日後10日を経過した日から施行する。

金沢市ガス工事人の承認等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年6月23日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第15号

金沢市ガス工事人の承認等に関する規程の一部を改正する規程

金沢市ガス工事人の承認等に関する規程（昭和57年公営企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第11号」を「第2条第8号」に改め、同条第3号中「第2条第16号」を「第2条第13号」に改める。

附 則

この規程は、平成16年8月1日から施行する。ただし、中部経済産業局長がガス事業法（昭和29年法律第51号）の規定に基づく金沢市ガス供給約款を認可した日が同年7月22日以後の日である場合は、当該認可した日後10日を経過した日から施行する。

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第11号

金沢市ガス供給条例及び金沢市ガス供給に関する規程の実施に関する要綱（昭和60年公営企業告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成16年6月23日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

第3条中「第2条第11号」を「第2条第8号」に改める。

第4条第1項中「第2条第12号及び第13号」を「第2条第9号及び第10号」に改め、同条第2項中「第2条第12号」を「第2条第9号」に改める。

第5条中「、都市基盤整備公団」を削る。

第6条及び第7条第1項中「第3条の3」を「第3条の2」に改める。

第20条第4項中「第12条第5項」を「第12条第6項」に改める。

第21条第1項中「第14条第1項」を「第14条第1項第3号」に改め、同条第2項後段中「高熱量ガスにあっては13A、低熱量ガスにあっては6Cで」を「13Aで」に、「高熱量ガスにあっては13A、低熱量ガスにあっては6C又はL1」を「13A」に改める。

第21条の2第2項中「同条第2項第4号」を「同条第2項第3号」に、「同項第5号」を「同項第4号」に改める。

附 則

この告示の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条、第4条、第6条、第7条第1項、第21条及び第21条の2第2項の改正規定

平成16年8月1日。ただし、中部経済産業局長がガス事業法（昭和29年法律第51号）の規定に基づく金沢市ガス供給約款を認可した日が同年7月22日以後の日である場合は、当該認可した日後10日を経過した日

(2) 第5条の改正規定 平成16年7月1日

(3) 第20条第4項の改正規定 公布の日

●金沢市公営企業告示第12号

金沢市液化石油ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給に関する規程の実施に関する要綱及び金沢市特定ガス供給条例及び金沢市特定ガス供給に関する規程の実施に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成16年6月23日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

金沢市液化石油ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給に関する規程の実施に関する要綱及び金沢市特定ガス供給条例及び金沢市特定ガス供給に関する規程の実施に関する要綱の一部を改正する要綱

(金沢市液化石油ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給に関する規程の実施に関する要綱の一部改正)

第1条 金沢市液化石油ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給に関する規程の実施に関する要綱（昭和63年公営企業告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、都市基盤整備公団」を削る。

(金沢市特定ガス供給条例及び金沢市特定ガス供給に関する規程の実施に関する要綱の一部改正)

第2条 金沢市特定ガス供給条例及び金沢市特定ガス供給に関する規程の実施に関する要綱（平成14年公営企業告示第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、都市基盤整備公団」を削る。

附 則

この告示は、平成16年7月1日から施行する。

平成16年(2004年)6月23日	印刷	発行人	金 沢 市
平成16年(2004年)6月23日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
定価	100円		